

社会福祉法人協栄会 役員等費用弁償及び退任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協栄会の役員及び役員に準ずるものの費用弁償及び退任に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、役員に準ずる者とは、評議員、評議員選任・解任委員、顧問、第三者委員、管理者(施設長)をいう。

(費用弁償)

第3条 役員および役員に準ずるものが会議に出席した場合、および監事が監査を実施したときには、別表1に基づきその費用を都度弁償することができる。

②役員等が退任した場合、その資格及び在任期間に応じて別表2により慰労金を支払う。

但し、役員の職にありながら職員を兼務している場合で、退職金共済に加入している場合は、慰労金は支給しない。

(改正)

第4条 この規定の改正は、評議員会の決議を要する。

別表1

	車代	会議手当	監査手当
理事	2,000円	5,000円	
監事	2,000円	5,000円	20,000円
評議員	2,000円	4,000円	
評議員以外の役員に準ずる者	2,000円	3,000円	

別表2

	1期(2年又は4年)につき
代表理事	50,000円
理事・監事	40,000円
評議員	30,000円
評議員以外の役員に準ずる者	20,000円

附則 この規程は平成28年4月1日より施行する

附則 この規程は令和3年6月1日より施行する